

第 86 号 : 2023 年 1 月 1 日

会員向情報誌

編集・発行

天地有機

特定非営利活動法人

日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田 6-15-11

電話 03-5812-8055



寒桜咲く 2023 年 1 月 1 日上野公園

新春のお知らせ特集です

●総会です 2

●昨年 10 月の JAS 法改正 有機酒類 3

有機酒類にも有機 JAS マークが付けられます

外国格付けの表示のためには、認証が必要になりました

●新春に上野公園の花をおくります 5

●2022 年の新しい認証事業者 7

●添付資料 11

有機酒類の認証取得のための規格基準と外国格付業者の認証に係る規格基準

総会です。1 月 28 日 勉強会もあります

1 月 28 日（土）は総会です。

有機中央会の 2023 年の年次総会です。当日は、理事会、記念勉強会、総会とつづきます。

●理事会

午後 1 時から

●記念勉強会

午後 3 時から

講師 政策研究大学院大学 教授 神井弘之氏

●総会

午後 4 時 30 分から

総会議事

①2022 年次事業報告

②2022 年次会計決算報告

③2023 年次及び 2024 年次事業計画

④2023 年及び 2024 年の年次予算計画

⑤役員改選

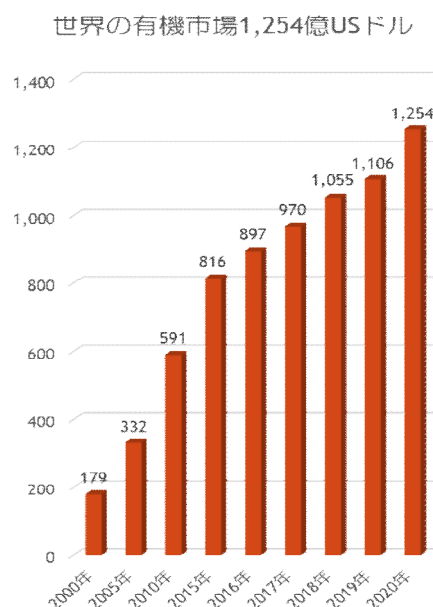
開催方法 オンライン

総会では V-cub ミーティング 5 というテレビ会議システムを使用します。インターネットを使用できる環境とカメラ、マイク、スピーカー、モニターのついで

たパソコンを使って参加いただきます。総会議案とともに出席予定表を配布します。そこで、電子メールアドレスを記載いただいて提出いただきますと電子メールで、参加に必要な手順をお知らせします。なお、例年通り書面参加もあります。

世界の有機農業マーケットの動向

IFOA 年報 2022 より



生産行程管理者講習会

●有機農産物の生産行程管理者及び小分け業者の講習会

2023 年 1 月 18 日及び 19 日

開催方法：オンライン

●有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者、輸入業者講習会

2023 年 1 月 23 日（月）及び 24 日（火）

開催方法：オンライン

*開催要項及び申し込み方法は、ホームページで確認してください。

URL <http://yu-ki.or.jp> 有機中央会/ホーム (yu-ki.or.jp)

2022 年 10 月の JAS 法改正①

有機酒類に JAS マークの表示ができるようになりました

有機酒類はこれまで有機 JAS の対象になっていませんでした。2022 年 10 月 1 日から有機酒類が JAS 法の定める農林物資のひとつになりました。このことにより、有機加工食品の生産行程管理者の認証を取得し、有機 JAS マークの表示ができるようになりました。同等性を利用し国際的にも通じるようになります。また有機酒類を有機加工食品の有機原料として使用することも可能になります。有機中央会は毎年総会で決議し、要望してきたことでした。10 年越しの要望が実ったものです。

作り方の基準は「有機加工食品の日本農林規格」

有機酒類の作り方の基準は、有機加工食品の日本農林規格です。これまでと同じ内容の有機加工食品の日本農林規格が、財務省と農林水産省の共同告示（告示第 18 号）で 10 月 1 日から施行になっています。2023 年 3 月 31 日までは、この規格が運用されます。

2023 年 4 月 1 日からは、10 月 12 日に告示（告示第 35 号）となった有機加工食品の日本農林規格が運用されます。こちらの方は、添加物が変わります。添加物が別表 1-1 として有機酒類以外の有機加工食品に使用できる添加物、別表 1-2 が有機酒類に使用できる添加物と、有機酒類用の添加物が設定されています。文末には、4 月 1 日からの規格を添付。

認証取得の方法 認証の技術的基準にもとづき、認証機関の審査を受けて取得します

認証には、有機加工食品の生産行程管理者と有機加工食品の小分け業者とあります。有機酒類を作る者が生産行程管理者です。有機酒類をバルクで仕入れて瓶詰したり、小口にわけただけなどの者が小分け業者です。それぞれ認証取得のために基準は以下のようになります。

認証の区分	認証の技術的基準
有機加工食品の生産行程管理者	有機飼料及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準
有機加工食品の小分け業者	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準

* 基準は文末に添付。* 認証申請の書類は、有機中央会ホームページから取得できます。

従前の有機酒類の表示は、2025 年 9 月 30 日まで

これまで有機酒類の有機表示は、国税庁の「酒類における有機の表示基準」に従っておこなわれてきました。この表示は、むこう 3 年、2025 年 9 月 30 日までになります。

以上

2022 年 10 月 JAS 法改正の②

外国格付の表示を行うためには認証が必要になりました

●対象となっている外国格付け表示

外国格付の表示とは、外国の認証制度のロゴマークのことですが、今回の法改正で対象となっている外国格付の表示は、アメリカ、カナダ、EU の 3 つの認証を示すロゴマークです。

輸出先	米国	カナダ	E U
外国格付の表示			

●同等性を利用して輸出する場合が対象

これらの外国格付の表示を行うことができるのは、ふたつのケースがあります。①有機 JAS と相手国との同等性を利用し、その国に有機食品を輸出する場合、②外国の認証を直接受けている場合（アメリカであれば USDA の認証機関から NOP にもとづく認証を受けている）があります。今回規制を受けるのは、①同等性を利用して輸出する場合です。②は規制の対象になりません。

●表示できる条件

① 外国格付け表示業者の認証を取得した認証外国格付表示業者であること。

② 表示しようとする有機食品が、有機 JAS にもとづき格付され、有機 JAS マークが貼付されていること（自ら有機 JAS の格付を行う生産行程管理者の場合、先に外国格付の表示を行っておくことができる）

③ 同等性を利用して輸出するものであるので輸出に係る証明が交付されていること。

●禁止事項

日本国内向けに販売するものに、同等性を利用しての外国格付の表示をおこなってはならない。

●認証の方法 認証の技術的基準

認証は認証機関に申請して受けることになります。有機中央会もその認証をおこなっています。必要な書類を添えて申請してください。

そこで認証の基準です。

「有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国の表示を付する取り扱い業者の認証の技術的基準」になります。

文末の添付します。

新春に、元日の花をおくります

2023 年 1 月 1 日 事務局

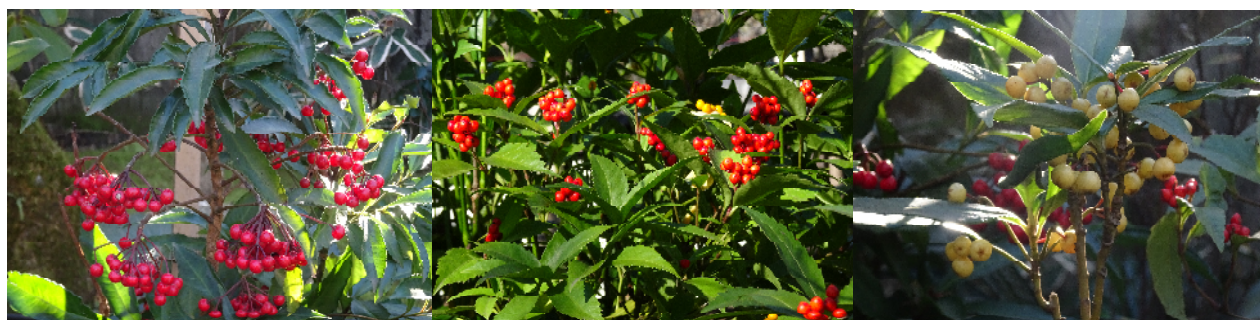
元日の今日は寒さが緩み穏やかだった。新春に事務所近くの上野公園の花を観察しました。今晚からまた寒気が入るとのこと、明日は霜枯れをおこすかもしれない。北や北陸のみなさんのところでは、年前からの大雪。痛ましい事故も聞きます。心からお見舞い申し上げます。

新春のごあいさつに、元日の花をお届けします。



ことのほか目につくのは山茶花。11 月から咲いています。花びらだいぶ散ってきていましたが、まだつぼみもあり、長く見るができます。茶と同じツバキ科の常緑広葉樹です。

●万両、千両、十両



お正月のめでたい実です。万両はいっぱい実がなって下に下がっています。千両は上を向いています。十両は、房の実の数がまばらでした。



蠟梅。ひときわ黄色の目立つ花でした。「梅」の字が入っていますが、梅とはまったく関係ありません。クスノキ目に属する落葉樹です。花びらには蠟のようなつやが見られました。



春を呼ぶ水仙。上野公園には花びらが白いのと黄色いのとありました。年前から咲き始め桜の頃には、花が終わります。

幸福を招く福寿草。これも黄色がきれいです。

ところでいずれも毒草です。水仙は花がないとニラに良く似ています。厚生労働省によると有毒植物の中毒事故で一番多いのが水仙の誤食とのことです。

JAS 法施行規則にもとづく認証事業者の公表

2022 年に新たに認証を受けた事業者のみなさん

① 有限会社小松園芸

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	有限会社 小松園芸
所在地	長野県
認証番号	122011301
認証日	2022 年 1 月 13 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 ベビーリーフ、パクチー

② 株式会社 柴海農園

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	株式会社 柴海農園
所在地	千葉県
認証番号	122052404
認証日	2022 年 5 月 24 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 野菜各種

③ 東城宏氏

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	東城宏
所在地	千葉県
認証番号	122090607
認証日	2022 年 9 月 6 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 野菜各種

④ pipoca farm

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	pipoca farm
所在地	千葉県
認証番号	122090608
認証日	2022 年 9 月 6 日

格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 野菜各種
-----------------------	---------------

⑤ 佐藤一交氏

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	佐藤一交
所在地	山形県
認証番号	100113002
認証日	2022 年 9 月 19 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 米（うるち米、もち米、酒米）

⑥ 株式会社 TERRA FARMERS

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	株式会社 TERRA FARMERS
所在地	栃木県
認証番号	122111609
認証日	2022 年 11 月 16 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 野菜各種

⑦ 株式会社キューサイファーム島根

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	株式会社キューサイファーム島根
所在地	島根県
認証番号	122112010
認証日	2022 年 11 月 20 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 ケール

⑧ ナバファームグループ

認証の区分	有機農産物の生産行程管理者
名称	ナバファームグループ （有限会社妙義ナバファーム、株式会社妙義マッシュガーデン、群馬きのこ生産協同組合）
所在地	群馬県
認証番号	122123112

認証日	2022 年 12 月 31 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 しいたけ、きくらげ

⑨ 株式会社協同商事

認証の区分	有機加工食品の小分け業者 (有機農産物の小分け業者の認証も取得済みですので有機農産物、有機加工食品の両方の小分け業者になります)
名称	株式会社 協同商事
所在地	埼玉県
認証番号	301050601
認証日	2022 年 8 月 8 日
格付けの表示を行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機加工食品 乾しいたけ

⑩ パシフィックリム For ALL

認証の区分	有機農産物の輸入業者
名称	パシフィックリム For ALL (株式会社パシフィックリム、FORALLLINE 株式会社、KC フラワー株式会社)
所在地	千葉県
認証番号	622050203
認証日	2022 年 5 月 2 日
格付けの表示を行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 青果物各種

⑪ 株式会社フジ

認証の区分	有機農産物及び有機加工食品の輸入業者
名称	株式会社 ふじ
所在地	本社 東京都 事業所 埼玉県
認証番号	622053105
認証日	2022 年 5 月 31 日
格付けの表示を行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物及び有機農産物加工食品 ドライベリーなど

⑫ 大井製茶株式会社

認証の区分	有機加工食品の生産行程管理者
名称	大井製茶株式会社

所在地	静岡県
認証番号	222030502
認証日	2022 年 3 月 5 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 茶

⑬ 株式会社キューサイファーム島根

認証の区分	有機加工食品の生産行程管理者
名称	株式会社キューサイファーム島根
所在地	島根県
認証番号	222112011
認証日	2022 年 11 月 20 日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 ケール乾燥葉

しいたけの表示

原産地名は植菌地になります

生鮮しいたけの表示で、原産地名は植菌地を表示することにかわっています。しいたけは、名称、原産地、栽培方法の表示が必要です。この原産地について農産物の場合、収穫したところを表示します。しいたけについては、昨年から「植菌地を原産地として表示」することになりました。移行措置期間は、昨年 9 月末で終了。現在は、すべて新しい考え方での表示が必要です。

なお、乾しシイタケの原料原産地名表示も同じになりますが、移行措置期間が今年の 3 月末までになります。

〈例〉

- 茨城県で植菌し収穫まで茨城県で行った原木栽培のシイタケ

しいたけ 茨城県産 原木

- 埼玉県で植菌し、群馬県で収穫した菌床栽培のシイタケ

埼玉県産しいたけ 菌床

もしくは

しいたけ 菌床 原産地（植菌地）：埼玉県 収穫地：群馬県

- 外国（K 国）で植菌した菌床を輸入し、群馬県で収穫した菌床栽培のシイタケ

K 国産しいたけ 菌床

もしくは

しいたけ 菌床 原産地 K 国 収穫地 群馬県

添付資料

有機酒類に係る基準

- ① 有機加工食品の日本農林規格
作り方の基準です。

4月1日から施行される新しい日本農林規格を紹介します。現行運用されている有機加工食品の日本農林規格との違いは、別表1です。別表1が、別表1-1及び別表1-2になります。現在運用されている3月31日までに有機加工食品の日本農林規格は省略していますが、別表1-2がなく、別表1-1が別表1としてある点が異なります。他は、同じです。

別表1-1が、有機酒類以外の有機加工食品に使用できる添加物。

別表1-2が、有機酒類に使用できる添加物となります。

別表1-1は、現行運用されている規格の別表1と同じです。別表1-2は新設ですが、国税庁が定めていた酒類における有機の表示基準に示されていた添加物を踏襲し、2点の追加を行っています。

- ② 有機飼料及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準

認証取得の基準になります。事業者は、この基準に定められた事項を兼ね備えることが必要になります。

- ③ 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準

小分け業者の場合の認証取得のための基準になります。

外国格付表示業者に係る基準

- ① 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国の表示を付する取り扱い業者の認証の技術的基準

外国格付表示業者の認証の技術的基準になります。

有機加工食品の日本農林規格

制 定 令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第18号
一部改正 令和 4 年10月12日財務省・農林水産省告示第35号

(目的)

第 1 条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機加工食品の生産の原則)

第 2 条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）第 3 条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第 3 条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

(定義)

第 3 条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定 義
有 機 加 工 食 品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が 5 % 以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が 5 % 以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が 5 % 以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
有 機 酒 類	有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。次条において「法」という。）第 2 条第 2 項第 1 号ロに規定する酒類に該当するものをいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下この項において同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換え DNA 技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
転換期間中有機農	有機農産物の日本農林規格第 4 条の表ほ場の項基準の欄 2 に規定する転換

産物	期間中のほ場において生産された農産物をいう。
----	------------------------

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料及び添加物 (加工助剤を含む。)	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 - 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、法第10条又は第30条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 - 有機農産物 - 有機畜産物 - 有機加工食品 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 - 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 - 放射線照射が行われたもの - 組換えDNA技術を用いて生産されたもの - 水産物(放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。) - 農畜水産物の加工品(1に掲げるもの(2)に掲げるものに限る。)、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。) - 食塩 - 水 - 有機酒類以外の有機加工食品にあつては別表1—1、有機酒類にあつては別表1—2の添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)
原材料及び添加物の使用割合	原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占めるこの表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項基準の欄2から4まで及び7(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	- 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。 - 原材料として使用される有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 - 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物(これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。

	5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
	6 この表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項 1 から 5 までの掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

（有機加工食品の表示）

第 5 条 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名 称 の 表 示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 （注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。 2 1 の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1 の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本産業規格 Z 8305（1962）に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。
原 材 料 名 の 表 示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1 の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本産業規格 Z 8305（1962）に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

別表 1－1 添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

INS 番号	添 加 物	基 準
330	ク エ ン 酸	pH 調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
331 iii	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
296	D L－リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
270	乳 酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
300	L－アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
301	L－アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
181	タ ニ ン （抽出物）	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

513	硫 酸	pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合には限ること。
500 i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合には限ること。
500 ii	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合には限ること。
501 i	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合には限ること。
170 i	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
503 i	炭酸アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
503 ii	炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
504 i	炭酸マグネシウム	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
508	塩化カリウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合には限ること。
509	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合には限ること。
511	塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合は豆類の調製品に使用する場合には限ること。
	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合は豆類の調製品に使用する場合には限ること。
524	水酸化ナトリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工に使用する場合は穀類の加工品に使用する場合には限ること。
525	水酸化カリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工に使用する場合には限ること。
526	水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
334	L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
335 ii	L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合には限ること。
336 i	L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合には限ること。
341 i	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合には限ること。
516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合には限ること。
400	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
401	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合には限ること。
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合には、乳製品に使用するものに限ること。

410	カロブبین ンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グァーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガント ガム	
414	アラビアガ ム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサンタン ガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
440	ペ ク チ ン	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品に使用するものに限ること。
307b	ミックス トコフェ ロール	畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レ シ チ ン (植物レシ チン、卵黄 レシチン、 分別レシチ ン、ヒマワ リ レ シ チ ン)	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合にあつては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
553 iii	タ ル ク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイ ト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
559	カ オ リ ン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ 素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	活 性 炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミ ツ ロ ウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバ ロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにゃくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香 料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒 素	
	酸 素	
290	二酸化炭素	
	酵 素	
	一般飲食物 添加物	カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあつては、食肉の加工品に使用するものに限ること。

	次亜塩素酸 ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	次亜塩素酸 水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フ マ ル 酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一 ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	オ ズ ン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460 ii	粉末セルロ ース	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

（注）INS 番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表 1－2 添加物（有機酒類）

INS 番号	添 加 物	基 準
330	ク エ ン 酸	
296	D L－リン ゴ酸	
270	乳 酸	
300	L－アスコ ルビン酸	
301	L－アスコ ルビン酸ナ トリウム	
181	タ ン ニ ン （抽出物）	
500 i	炭酸ナトリ ウム	
500 ii	炭酸水素ナ トリウム	
501 i	炭酸カリウ ム	
170 i	炭酸カルシ ウム	
503 i	炭酸アンモ ニウム	
504 i	炭酸マグネ シウム	
508	塩化カリウ ム	
509	塩化カルシ ウム	
511	塩化マグネ シウム	
334	L－酒石酸	
336 i	L－酒石酸 水素カリウ	

	ム	
341 i	リン酸二水素カルシウム	
516	硫酸カルシウム	
401	アルギン酸ナトリウム	
407	カラギナン	
412	グァーガム	
414	アラビアガム	
558	ベントナイト	
	ケイソウ土	
	パーライト	
551	二酸化ケイ素	
	活 性 炭	
	木 灰	
	香 料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒 素	
	酸 素	
290	二酸化炭素	
	酵 素	
	一般飲食物添加物	
	ア ル ゴ ン	
	酵母細胞壁	
220	二酸化硫黄	
224	ピロ亜硫酸カリウム (亜硫酸水素カリウム液を含む。)	

(注) INS 番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表 2 薬剤

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケ イ ソ ウ 土	
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重 曹	
二 酸 化 炭 素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防

	除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

最終改正の改正文（令和4年10月12日財務省・農林水産省告示第35号）抄
令和5年4月1日から施行する。

有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品に
ついての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号

一 生産及び保管に係る施設

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設が、有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下同じ。）にあっては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあっては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。
 - (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
 - (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
 - (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項
 - (2) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第30条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）
 - (3) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
 - (4) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項
 - (5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項
 - (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (7) 苦情処理に関する事項
 - (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
 - (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

- 1 生産行程管理担当者
生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

の

- (3) 飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工又は飼料若しくは飲食料品の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機飼料又は有機加工食品の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機飼料又は有機加工食品の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に有機飼料又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機飼料又は有機加工食品の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者
格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

制定文（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号）抄
令和4年10月1日から施行する。

有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号

一 小分けし、及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

小分けのための施設が、有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い小分けを行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設であること。

二 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 小分けに関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (3) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品（以下「有機食品等」という。）の受入れ及び保管に関する事項
 - (4) 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
 - (5) 小分けの方法に関する事項
 - (6) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
 - (7) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (8) 苦情処理に関する事項
 - (9) 小分けの実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- ### 3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行うこと。
- ### 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

- (1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が小分け責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。
- (2) 小分け担当者が複数置かれている場合にあつては、小分け担当者の中から、講習会におい

て小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

- 1 格付の表示を付する組織
格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 格付の表示の実施方法
 - (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ウ 出荷後に有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - オ 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
 - (3) 有機農産物にあつては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあつては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

制定文（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）抄
令和4年10月1日から施行する。

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準

制 定 令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号

一 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下「輸出品」という。）の受入れ及び保管のための施設

有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸出品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 輸出品の受入れ及び保管の実施方法

- 1 三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。
 - (1) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（以下「有機食品等」という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - (2) 外国格付の表示を付する前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
 - (3) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (4) 苦情処理に関する事項
 - (5) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (6) 包装に使用する機械及び器具に関する事項
- 3 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 輸出品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

- 1 受入保管担当者
輸出品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
- 2 受入保管責任者
 - (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、登録認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。
 - (2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1

人選任されていること。

四 外国格付の表示を付する組織及び実施方法

1 外国格付の表示を付する組織

外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 外国格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下「外国格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 外国格付の表示に関する事項

イ 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

ウ 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ 外国格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

オ 外国格付の表示の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 外国格付表示規程に従い外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

五 外国格付の表示を担当する者の資格及び人数

外国格付の表示を担当する者として、講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

六 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下「取扱業者等」という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下「有機農産物等の認証」という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次に掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

- 1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）一から三まで
- 2 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）一から三まで
- 3 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号）一から三まで
- 4 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）一から三まで
- 5 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）一から三まで

七 同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であって、六の1から5までに掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設

は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

制定文（令和４年９月２１日財務省・農林水産省告示第２２号）抄
令和４年１０月１日から施行する。